

郡山市上下水道局業務委託等に係る入札結果の公表に関する要領

令和2年4月1日制定
令和8年9月18日最終改正
〔上下水道局総務課〕

（目的）

第1 この要領は、郡山市上下水道局における入札に付した業務委託及び物品の賃貸借（以下「業務委託等」という。）について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

（公表対象）

第2 公表の対象は、競争入札により発注する業務委託等とする。

（公表内容）

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札者の商号又は名称及び各回の入札金額
- (2) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設け、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未滿の価格をもって申込みをした者の商号又は名称及び申込金額
- (4) 業務委託等の名称及び場所

（入札不調時の取扱い）

第4 入札の不調が決定した場合は、不調となった旨のみ公表する。

（公表時期）

第5 公表は、入札執行後速やかに公表するものとする。

（公表方法）

第6 公表は、郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

（公表期間）

第7 公表期間は、契約の締結した日の属する年度の翌年度までとする。

（委任）

第8 この要領に定めのない事項については、郡山市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。